

第11 ガス漏れ火災警報設備（令第21条の2、規則第24条の2の2から第24条の2の4まで、昭和56年告示第2号関係）

1 受信機

(1) 常用電源

第10 自動火災報知設備1(1)を準用すること。

(2) 非常電源

第10 自動火災報知設備1(2)を準用すること。

(3) 設置場所

第10 自動火災報知設備1(3)を準用するほか、受信機は、音声警報装置の操作部又は遠隔操作器と併置すること。

(4) 機器

第10 自動火災報知設備1(4)（イを除く。）を準用すること。

(5) 警戒区域

第10 自動火災報知設備1(5)アからウまでを準用するほか、次によること。

ア 一の警戒区域の1辺の長さは、50m以下とし、検知区域のある室（天井裏及び床下の部分を含む。）の壁（間仕切及び天井から突き出したはりを含む。）の区画等で境界線を設定すること。

イ 前アによるほか、天井裏又は床下の部分に設けるものを除き警戒区域の面積が600㎡以下で、かつ、1辺の長さが50m以下の部分（検知区域のない室等を含む。）に2以上の検知区域が分散してある場合は、一の警戒区域として設定することができる。

2 検知器

(1) 常用電源

常用電源は、交流電源によるものとし、次によること。

ア 受信機及び中継器から電源の供給を受ける検知器

第10 自動火災報知設備1(1)ア及びイを準用すること。

イ 受信機及び中継器から電源の供給を受けない検知器

第10 自動火災報知設備1(1)ア、ウ及びオを準用するほか、次によること。

(ア) 定格電圧が150Vを超える検知器の金属製外箱は、接地工事を施すこと。

(イ) 回路の分岐点から3m以下の箇所に、各極を同時に開閉できる開閉器及び最大負荷電源の1.5倍（3A未満の場合は3Aとする。）以上の電流で作動する過電流遮断器（定格遮断電流20A以下のものであること。）が設けてあること。

(2) 非常電源

第10 自動火災報知設備1(2)を準用すること。

(3) 設置方法

ア 共通事項

規則第24条の2の3第1項第1号イ（イ）に規定された水平距離の算定は、次に定める距離によること。

(ア) ガス燃焼機器はバーナー部分の中心からの距離

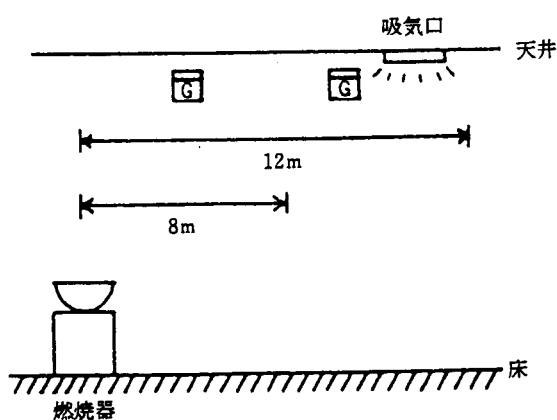
(イ) ガス栓は当該ガス栓の中心からの距離

(ウ) 貫通部は外壁の室内に面するガス配管の中心からの距離

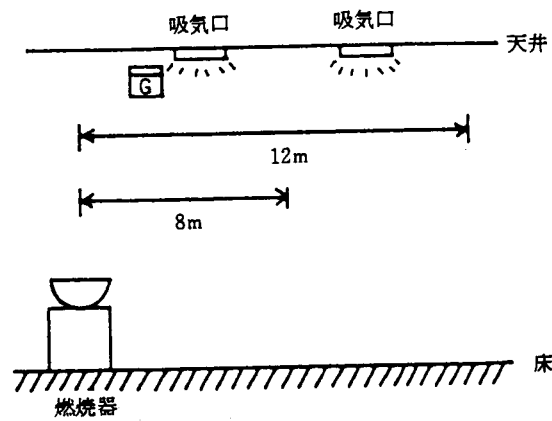
イ 検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合

(ア) 燃焼器等から水平距離が8m以内のガス漏れを最も有効に検知することができ、かつ、廃ガスの影響の少ない位置に検知器を設けること。

(イ) 燃焼器等から水平距離12m以内（廃ガスの影響を受けやすい水平距離4m以内を除く。）で天井面から0.6m未満の位置に吸気口がある場合は、前（ア）により検知器を設けるほか、燃焼器等から最も近い吸気口付近（吸気口からおおむね1.5m以内の場所）に検知器を設けること。（第11-1図参照）ただし、最も近い吸気口が燃焼器等から水平距離4mを超え8m以内にあり、かつ、当該吸気口付近に検知器を設けた場合は、前（ア）の検知器を省略することができる。（第11-2図参照）



第11-1図

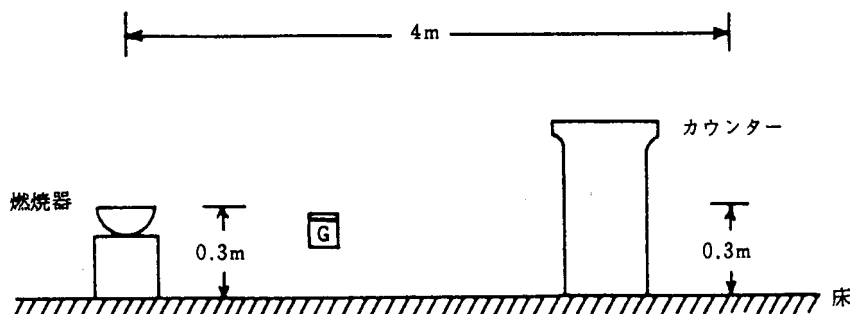


第11-2図

ウ 検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合

(ア) 燃焼器等又は貫通部の設けられている側の床面より高い段差がある場合は、当該段差の手前に検知器を設けること。

(イ) 燃焼器等又は貫通部から水平距離4m以内に床面から0.3mを超えるカウンター等がある場合、検知器は燃焼器等又は貫通部の側に設けること。（第11-3図参照）



第11-3図

(4) 機器

検知器にあつては、告示に適合すること。

3 中継器

(1) 常用電源

ア 受信機及び検知器から電源の供給を受ける中継器

第10 自動火災報知設備 1 (1)ア及びイを準用すること。

イ 受信機及び検知器から電源の供給を受けない中継器

第10 自動火災報知設備 1 (1)を準用すること。

(2) 非常電源

第10 自動火災報知設備 1 (2)を準用すること。

(3) 設置方法

ア 腐食性ガスの発生する場所等機能障害の生ずるおそれのある場所に設けないこと。

イ 自動火災報知設備の中継器と兼用するものにあつては、第10 自動火災報知設備 3 (3)を準用すること。

4 警報装置

(1) 音声警報装置

第14 非常警報設備 2を準用すること。

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 一の警戒区域が2以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあつては点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。

イ ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から4.5m以下とすること。

ウ ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。

(3) 検知区域警報装置

検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

イ 機械室その他常時人のいない場所で一の警報区域が2以上の検知区域から構成される場合又は天井裏若しくは床下の部分の検知区域にあつては、当該警戒区域ごとに検知区域警報装置を設けることができる。

ウ 検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。ただし、検知器が警報機能を有する場合はこの限りでない。

エ 警報音は、第10 自動火災報知設備 5 (4)を準用すること。

5 配線及び工事方法

第10 自動火災報知設備 8 (1)から(5)までを準用するほか、検知器の電源の供給方式は、コンセントを使用する場合、次によること。●

(1) 検知器の電源の供給停止が受信機で確認できるものであること。

(2) コンセントは、引掛け型コンセント等容易に離脱しない構造のものであること。

(3) コンセントは、検知器専用のものですること。

6 総合操作盤

第2 屋内消火栓設備 8を準用すること。

7 温泉の採取のための設備に関する事項

(1) 用語の定義

ア 温泉採取設備とは、規則第24条の2の2第3項に規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管をいう。また、ガス分離設備については、その名称にかかわらず、貯湯タンクなど一定量のガスを分離しているものも含まれるものであること。

イ 令第21条の2第1項第3号及び規則第24条の2の2第1項第2号に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の都道府県知事の確認を受けた温泉採取設備の場所とは、次の場所をいうものであること。

(ア) 温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の6第1項の規定により、環境大臣が定めるメタン濃度（平成20年環境省告示第58号）であるもの。

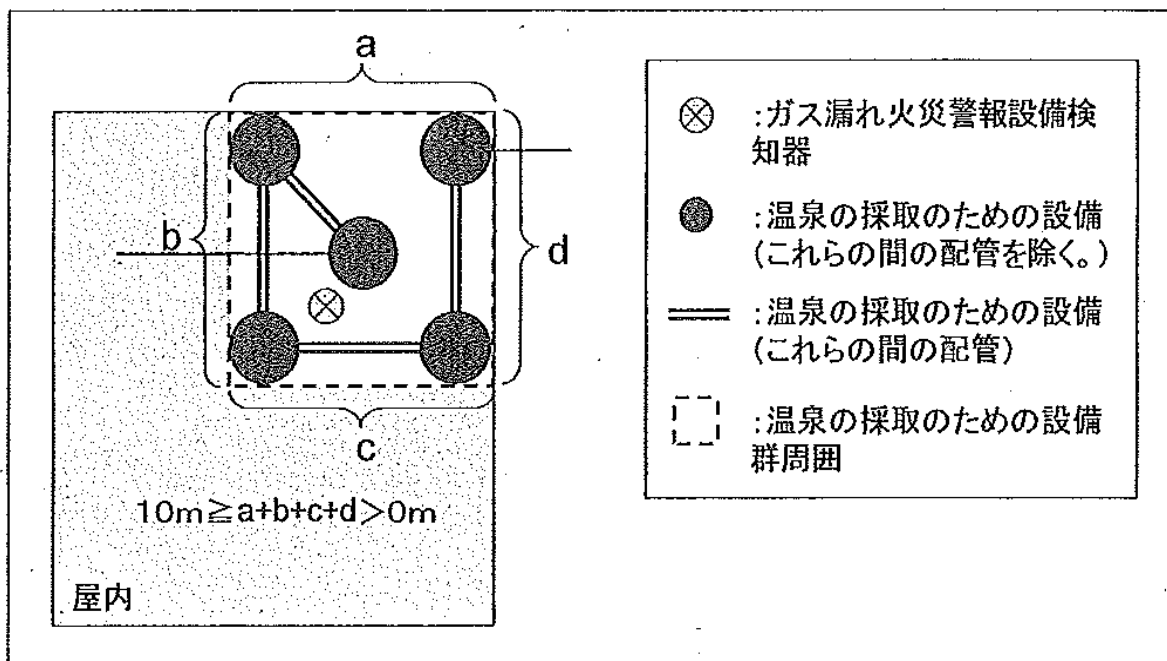
(イ) 温泉法施行規則第6条の6第2項の規定により、温泉付随ガスの気泡が目視できず、近隣にあり、かつ、地質構造、泉質、深度その他の状況からみて温泉付随ガスの性状が類似していると認められる温泉の採取の場所におけるメタン濃度が、環境大臣が定めるメタン濃度（平成20年環境省告示第58号）であるもの。

ウ 規則第24条の2の2第3項に規定する「可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所」とは、温泉採取設備が設けられた室が2面以上開放されている場合をいうものであること。

(2) 検知器の設置方法

ア 検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合

温泉の採取のための設備（規則第24条の2の2第3項に規定するものをいう。以下同じ。）の周囲の長さ10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温泉の採取のための設備側に限る。）に設ける（第11-4図参照）とともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。



検知器の設置例

(第11-4図)

イ 検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合

温泉の採取のための設備の周囲の長さ10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設ける（第11-4図参照）とともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。